

デジタル複合機 機器仕様書

1. 物品名 デジタル複合機(カラー)1台 機種名:

2. 設置場所

宮崎森林管理署都城支署 西小林森林事務所 〒886-0009 宮崎県小林市駅南224 1台

3. 基本仕様

カラー対応	☐	フルカラー
メモリー容量	☐	2GB以上
ストレージ容量	☐	128GB以上
複写原稿サイズ	☐	最大A3タテ～はがき等倍。
解像度	☐	読み取り解像度:600dpi×600dpi以上 書き込み解像度:600dpi×600dpi以上
ウォームアップタイム	主電源ON	☐ 1分以下
ファーストコピータイム	A4ヨコ(モノクロ)	☐ 15.0秒/分以下
	A4ヨコ(カラー)	☐ 15.0秒/分以下
両面印刷機能	☐	コピー及びプリント時可能なこと。
自動原稿送り装置・原稿積載量	☐	自動両面原稿装置を装備している事。両面1パス機能を有すること。原稿が100枚以上搭載可能とする。
連続複写速度(毎分)	A4ヨコ(モノクロ) A4ヨコ(カラー)	☐ 35枚/分以上
複写倍率	ズーム	☐ 25～400%(1%単位の任意設定)
給紙方式	給紙トレイ・容量	☐ 給紙トレイは常時使用する用紙トレイを2段以上(それぞれB5版～A3版用紙が給紙可能)装備し、かつ、機械本体下段の前面より給紙可能な機種であること。
		☐ 手差しトレイ装備。(給紙が100枚以上)
		☐ 1トレイ当たり550枚以上の容量があること。(手差しトレイは除外)
最大消費電力	☐	2.0kw以下の機種とする。
	☐	新たに電源及び配線等を有する場合は、受注者の負担において電源工事依頼し、施工するとともに、契約期間終了後においては受注者の負担において原状回復を行う事とする。
機械占有寸法(幅×奥行き)	☐	横幅1,200mm×奥行き2,000mm以下(オプションを含み手差しトレイを伸ばした状態)

4. フィニッシャー機能

2つ穴パンチ、ステーブル、ソーター	☐	不要
-------------------	--------------------------	----

5. プリンター機能

印刷速度	☐	基本仕様と同等
インターネット接続を有する事	☐	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T(TCP/IP)で接続でき、局内LANに接続するパソコンからモノクロ及びフルカラープリントが可能なお、動作に必要なドライバー等ソフトウェアを提供すること。
解像度	☐	600dpi×600dpi以上
対応OS	☐	Windows7以降のOSに対応

6. スキャナー機能

形式	☐	カラースキャナー
最大原稿読み取りサイズ	☐	基本に準ずる
読み取り速度	片面時	A4ヨコ(モノクロ) A4ヨコ(カラー)
	☐	自動両面原稿送り装置の原稿読み取り速度に準ずる
ネットワークスキャナー機能	☐	スキャンしたファイルをTIFF形式と圧縮PDF形式でLAN上のパソコン及びサーバーの共有フォルダー内に自動保存できること。またその動作は複合機本体の操作で完了すること。
出力フォーマット	☐	TIFF、JPEG、PDF
解像度	☐	600dpi×600dpi以上

7. FAX機能

機能	☐	A3版及びA4版の送信及び受信が可能であること
	☐	一度の操作で複数の宛先に送信ができること
	☐	宛先2回入力設定等の誤送信抑制機能を備えていること

その他	☐	令和5年4月1日から使用できるように設置が可能であること。 ただし新型コロナウイルス感染症の影響により納期遅延等が発生した場合には、同等機種を代替品として令和5年4月1日から使用できるように設置すること。納期決定次第すみやかに機種交換し設置を行うこと。
	☐	環境への配慮として、グリーン購入法適合及び国際エネルギースタープログラム基準適合の機種であること。
	☐	データ消去機能として、HDD内のコピーデータ及びプリントデータの暗号化ができ蓄積データの一括消去が可能であること。
	☐	国産メーカーの新造品(令和5年1月現在に発売されている最新機種)とし、仕様書又は同等かそれ以上のものを設置する。
	☐	パソコンのプリンターとして使用できるよう、既存のネットワーク環境への接続作業を行うこと。
	☐	上記仕様に必要なドライバー等ソフトウェアを供給すること
	☐	2時間以内で訪問できる場所に駐在し、保守契約を行えること。(カウンター方式での点検及び調整、故障時の復旧や動作に必要な消耗品の供給等)
	☐	別添情報セキュリティに係る遵守事項を熟読、遵守のうえ入札に参加すること。

※提案書を提出する際には、提案する機種の仕様書やパンフレット等と一緒に本仕様書も提出すること。本仕様書が網羅されているかどうかマーカなどで印し、明瞭な書類を提出すること。標準機能以外にオプションが必要となる場合についても同様とする。

宮崎森林管理署都城支署デジタル複合機
(履行場所：西小林森林事務所)

仕 様 書

はじめに

本仕様書が示す内容は、主要事項を記述したものであり、明記されていない事項についても、製品として当然備える事項については、完備しているものとする。

1 概要

- (1) コピー機能・プリンター機能・スキャナー機能を有するデジタル複合機として宮崎森林管理署都城支署のLAN回線へ接続しパソコンからの作業が円滑に行えるような機種とすること。
- (2) 機器については、令和5年1月現在に発売されている最新機種の新造品とし、高い信頼性を備えていること。
- (3) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号「グリーン購入法」）及び環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成22年2月5日閣議決定「基本方針」）に定める判断基準を満たしていること。

2 数量、構成及び機能

複合機の構成・機能は次に掲げるもの又はこれと同等以上のものを有し、かつ、LANと接続し、設置後優良な運用ができること。

- (1) ハードウェア
設置台数1台
機器仕様のとおり。
- (2) ソフトウェア
デジタル複合機を各パソコンから使用するにあたり、円滑に使用できるソフトウェアを提供すること。
- (3) プリンター及びスキャナー機能の設定
 - ①プリンター及びスキャナー機能の設定においては、担当職員の指示に従うこと。
 - ②各パソコンへの接続については、良好な使用ができるよう設定すること。
 - ③LANに接続することにより発生した事案については、LAN運用管理者と協議し、円滑な運用ができるよう対処すること。

3 運用及び保守

- (1) 発注者においては、常時良好な状態を保つため、メンテナンスを行うこと。
- (2) 技術職員が2時間以内で訪問できる場所に駐在し、故障発生時等は即対応できること。なお、保守対応受付時間は8時30分から17時までとする。

4 機器リース料及び保守契約

機器については、賃貸借契約とする。（5年）

保守契約については定期・随時の機器修理及び消耗品（用紙、ステープルを除く。）の供給を複写枚数に応じ代金を決定するカウンター方式とし、枚数区分による1枚当たりの単価契約とする。

5 納入期限、搬入、設置等

- (1) 受注者は、担当職員等の指示に従い、令和5年4月1日から使用可能な状態に設置すること。

- (2) LAN接続設定等に関する事項は、LAN運用管理者と事前に十分な打合せをすること。
- (3) 機器等の設置場所及び動作確認については、担当職員と日時等を打ち合わせ、事務に支障のないように実施すること。
- (4) 機器等の設置後直ちに調整するとともに操作についての説明を行うこととし、併せてパソコンにプリンター及びスキャナーの登録方法及びソフトウェアの操作説明を行うこと。

6 責任の所在

この仕様書で調達する機器については、製造者の如何に関わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

7 情報セキュリティの確保

- (1) 業務遂行にあたっては、発注者から「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則（平成15年6月26日農林水産省訓令第11号）」について説明を受け、「情報セキュリティに係る遵守事項」（別添1）について遵守すること。
- (2) ソフトウェアについては、セキュリティ上の問題やソフト上のバグが見つからない最新版を導入し、セキュリティ対策を全て行うこと。
- (3) 本調達の受注、施行にあたって知り得た事項については、外部に漏らしてはならない。秘密保全に関することは、当省の指示に従うこと。

8 入札要領

入札にあたっては、1年間の機器、台数毎の賃貸借料と保守料を合計し、その総額を入札することとし、内訳書を添付すること。

入札にあたっては、仕様書と以下を参考とする。

機器仕様のとおり（設置台数 1台）

モノクロ 1台当たり年間使用予定枚数 7, 200枚／年

フルカラー 1台当たり年間使用予定枚数 2, 400枚／年

設置場所 宮崎森林管理署都城支署 西小林森林事務所

9 その他

詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と必要に応じ打ち合わせを行うこと。

情報セキュリティに係る遵守事項

1 システムの管理

重要なシステムを追加、変更、廃棄等した場合は、その際の設定、構成等の履歴を記録し、厳重に管理すること。

2 システムの開発

システム開発及び保守時の事故・不正行為対策のため、次の事項を必ず遵守することとする。

- (1) 責任者、監督者を定めること。
- (2) 作業者及び作業範囲を明確にすること。
- (3) システム開発及び保守等の事故・不正行為に係るリスク分析を行うこと。
- (4) 開発・保守するシステムは、可能な限り運用システムと切り離すこと。
- (5) 開発・保守に際しては、可能な限りソースコードの提出をすること。
- (6) 開発・保守に際しては、セキュリティ上問題となりうるおそれのあるソフトウェアを使用しないこと。
- (7) 開発・保守の際のアクセス制限を明確にすること。
- (8) 機器の搬出入は、運用管理者が立ち会いを求め、その内容を確認してもらうこと。
- (9) 開発・保守記録の提出をすること。
- (10) マニュアル等は、定められた場所に納入すること。
- (11) 開発・保守を行った者のユーザID、パスワードを当該開発・保守終了後速やかに抹消すること。

3 システムの導入

- (1) 新たにシステムを導入する場合は、原則として既に稼働しているシステムに接続する前に、十分な試験を行うこと。ただし、導入前に十分な試験を行うことが困難な場合は、リスク分析を行い、運用管理者と協議の上、その結果を踏まえ対処方針を決定すること。
- (2) 試験に使用したデータ及びその結果は厳重に保管すること。

4 ソフトウェアの保守及び更新

- (1) ソフトウェア（独自開発ソフトウェア、汎用ソフトウェア）を更新又は一部修正プログラムを組み込む場合は、不具合、他のシステムとの相性等の確認を行うこと。
- (2) 情報セキュリティに重大な影響を及ぼす不具合に対処した修正プログラムについては速やかに組み込むこと。また、更新することによって、従来に増して強固なセキュリティ対策ができる場合は、早期に運用管理者に情報を提供すること。

5 情報機器の廃棄等

情報が記録された情報機器を廃棄する場合は、その内容が絶対に復元できないようにすること。

なお、情報機器の廃棄に関しては、データ消去実施日時、HDD情報、実施結果、消去方法などの消去記録とコメントを記した消去作業完了証明書を提出すること。

6 他の情報システムとの接続

他の情報システムと接続する場合は、事前に十分な試験を行うこと。試験を行うことが困難な場合は、リスク分析を行い、運用管理者と対処方針を協議すること。

7 運用管理

- (1) 保守を行う要員の業務範囲及び責任範囲を明確にすること。
- (2) 宮崎森林管理署都城支署総務グループ担当者との連絡体制を確立すること。
なお、保守対象時間外であっても緊急時には連絡の取れる体制とすること。
- (3) ネットワーク構成等の重要な情報は、公開しないこと。
- (4) ユーザの情報は、厳重に管理すること。
- (5) 業務上知り得た情報は、外部に漏らさないこと。

8 事後対応

- (1) 情報セキュリティに関する事案がある場合は、担当者に報告し、速やかに原因の究明に努めること。
- (2) 事案に係る関係機器のアクセス記録及び事案内容並びに経過について整理し、保存すること。また、事案に係る再発防止の措置を検討し、速やかに対策を講じること。